

部局名：保健福祉部地域医療推進局地域医療課（電話011-231-4111（内線25-324））

No	法令名	根拠条項	許可等の種類	設定等区分	標準処理期間 (経由日数)	備考
1	救急救命士学校養成所指定規則	第2条	救急救命士養成所の指定	未設定イ	135日	
2	救急救命士学校養成所指定規則	第3条	救急救命士養成所の変更の承認	未設定イ	68日 (※軽微なものの場合、23日)	※軽微なもの 修業年限、教育課程、入学定員、入所定員、施設内容以外
3	救急救命士学校養成所指定規則	第8条	救急救命士養成所の指定取消しの申請	未設定イ	45日	

## [留意点]

○設定等区分～次により記載

「未設定」 審査基準を設定していない場合

イ：審査基準が法令の定めに尽くされているもの

ロ：申請実績がない又は将来的に見込みのないもの

ハ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの

「非公」 審査基準を設定しているが、公にしている場合

○標準処理期間～設定は努力義務だが、設定した場合は必ず公にしなければならない

○備考～申請先（経由機関）が処分担当課と異なる場合は申請先（経由機関）を記載し、設定指針等と異なる内容で設定した出先機関等があれば当該出先機関等の名前を記載のこと。